



# REPORT 2007

 静岡県信用漁業協同組合連合会

## Contents

ごあいさつ	1
JFグループ：JFマリンバンク	2
JFマリンバンクの安心システム	3
事業方針	4
コンプライアンスへの取組み	5
リスク管理について	7
地域社会への配慮	8
トピックス	9
平成18年度事業の業績	10
業務のご案内	13
組織	17
店舗一覧	19
キャッシュコーナー設置店舗	20
沿革・歩み	21
資料編	23

### 静岡県信用漁業協同組合連合会の概況（平成19年3月31日現在）

創 立	昭和24年10月
本 所 所 在 地	静岡県静岡市葵区追手町9番18号
総 資 産	113,634百万円
貯 金 残 高	108,634百万円
貸 出 金 残 高	45,798百万円
出 資 金	6,825百万円
役 職 員 数	238人
店 舗 数	27店舗
自 己 資 本 比 率	9.54%

- ・ 本誌は、水産業協同組合法第58条の3（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）で定める開示項目に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- ・ 記載金額は、原則として単位未満を切捨てて表示しておりますので、合計が内訳数値の合計と一致していない場合があります。

ごあいさつ

平素より当連合会をご利用、お引き立てをいただきありがとうございます。

当連合会の18年度事業・活動状況などにつきまして、皆様にご紹介するため REPORT2007を作成いたしました。この冊子により、皆様の当連合会へのご理解をなお一層深めていただければ幸いです。

平成18年度のわが国経済は、「いざなぎ景気」を超える景気回復基調が続き、中でも造船・重機等の製造業や不動産業を中心に人材不足感が生じるなど、景気回復の基調はなお底堅いものがあります。

しかし、本県漁業情勢を見ると、構造的な魚価安による生産額の低迷、漁業者の高齢化・後継者不足に加え、昨今の燃油高騰もあり、漁業経営のみならず漁協経営も瀬戸際に立たされる厳しい環境であります。

このような漁業・漁協経営の悪化により、本会として新たな多額の不良債権処理が必要となったことから、その対策について県・農林中金をはじめとする系統団体と協議を重ね、11月開催の組合長会議において、当連合会への増資支援、漁協経営基盤強化抜本策としての県下4地区漁協合併構想並びに県への支援要請を決議いただき、これら対策と併せて、JFマリンバンクからの支援並びに19年度以降水産関係団体からの支援を仰ぐこととなりました。

これら支援策を踏まえ、当連合会では16年度策定の経営改善計画を見直し、本年度対策並びに19年度から10カ年の改善に向けスタートすることといたします。

本年度は経営改善計画の初年度として最重要年度との認識に立ち、役職員一同、不断の決意で経営健全化計画に取り組む所存ですので、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

「協同組合原則」とは…【国際協同組合同盟（ICA）マンチェスター総会での決定】

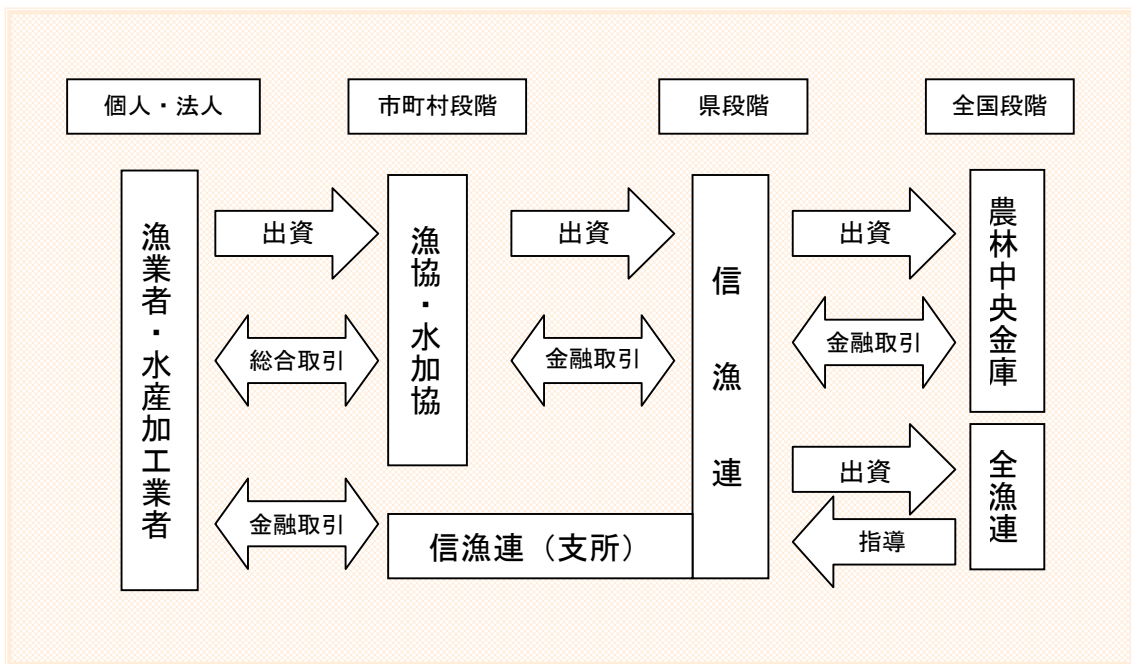
- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ①自発的でオープンな組合員制度 | ⑤教育・研修と広報活動の促進 |
| ②組合員による民主的な運営   | ⑥協同組合間の協同      |
| ③組合員による財産の形成と管理 | ⑦地域社会への配慮      |
| ④組合の自治・自立       |                |

JF マリンバンクについて

わが国の漁業協同組合(漁協)、水産加工業協同組合(水加協)は、「一人は万人のために・万人は一人のために」を基本理念に、漁業者・水産加工業者が、協同の力で経済的・社会的地位の向上を図ることを目的につくられました。(設立の根拠となる法律は「水産業協同組合法」です。)

この市町村段階の漁協・水加協の出資による県段階の協同組合金融機関が当連合会であり、また、県段階の連合会等の出資による全国段階の協同組合金融機関として、農林中央金庫、指導・経済団体として全国漁業協同組合連合会(全漁連)があります。

これら市町村段階から全国段階に至る協同組合組織全体を【漁協系統組織】といい、特に信用事業(金融業務)を扱う組織の総称を JF マリンバンク(漁協系統信用事業)といいます。この JF マリンバンクの運営は、農林中金が定める厳格な基本方針に則り行うことが必要となっており、方針に則った各 JF マリンバンクの健全経営を基本として、全国組織の安全性を確保しております。

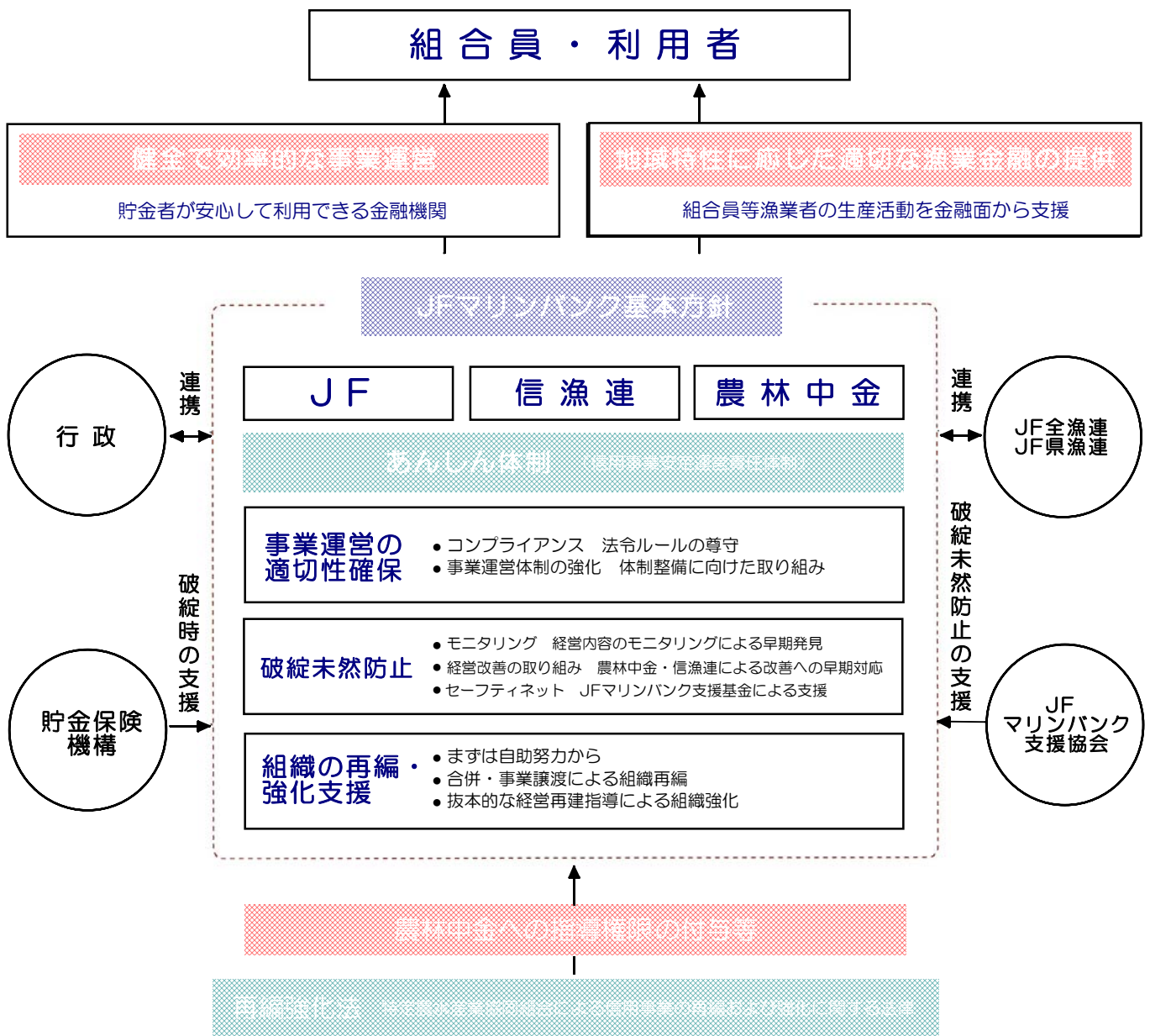


漁協は経済事業、指導事業、信用事業等を営む総合事業体ですが、本県では、平成4年度から組織強化の一環として、漁協の信用事業と当連合会との事業統合をすすめております。現在、25の漁協窓口が信漁連支所となっております。

このように、当連合会は直接漁業者の方々と窓口業務を行うとともに、県段階の協同金融機関として、県内の漁業者・漁協などから調達した貯金を原資として、他の県内漁業者・漁協などへ融資業務を通じた資金還元をするとともに、余った資金の太宗を農林中金への預金として預け、全国段階での資金還元の原資にもなっております。なお、このような組織的機能は、都市銀行等にはない協同組合金融機関の特徴といえます。

## JF マリンバンク あんしん体制

JF マリンバンクは組合員・利用者の信頼に応えるため、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」により、健全で安心な事業運営を行っています。各 JF、信漁連、農林中金一体となり、万全な体制でお客様の財産をお守りします。



## 事業方針

日本経済は、景気牽引役であった企業設備投資がやや減速しつつあるなかで、雇用情勢・所得の伸びにより穏やかながらも個人消費は増加しつつあり、引き続き輸出主導により拡大局面を辿っているものと判断されます。しかしながら、原油の高止まりや金利先高感等の先行き不透明感もあり、デフレ脱却には至っていません。この様ななか、日本銀行は追加利上げ時期を模索する動きを続けています。

金融環境をみると、市中銀行を中心に、景気回復に伴う資金運用益や手数料収入の増加、不良債権処理の一巡により、業績が大きく好転してきています。

一方、全国の系統信用事業は、特に統合信漁連において実態面での事業改革がない中で漁協の抱えていたリスクを引き受けてきた結果、当該リスクの顕在化により信漁連決算が大幅に悪化する事態に陥っています。この状況下、全国では一県一漁協や広域信漁連へ信用事業運営体制の移行を検討する県域も増加しており、一方で漁業基盤の弱い一部県域では貯金業務からの撤退も視野に入れた検討に取り組んでいる事例もあります。

本県漁業状況は、シラス漁業等沿岸漁業は比較的が例年並みで推移しているが、盛漁期にも拘らず近海鰹漁業の不振等引き続き厳しい状況にある魚種も多く、漁業用燃油の高止まりによる漁船漁業経営悪化も限界に達しており、国を挙げての抜本策と魚価の回復が従来にもまして期待されるところであります。

本会では、昨年度において、国際的な統一基準による業務運営を求める厳しい金融環境の中で、漁業・漁協経営を継続するため「浜の金融を死守する」との認識に立ち、会員総意の元に、会員増資・静岡県漁協対策並びに全国支援を受け、経営健全化に向けた抜本策を講じたところであります。

本年度は経営改善計画の初年度として最重要年度との認識に立ち、役職員一同、不断の決意で経営健全化に向け取り組むものいたします。

平成19年度の事業方針については、JFマリンバンク基本方針にもとづき、自己資本比率8%以上の安定確保並びに繰越欠損金の10年以内解消に向け、下記のとおり取り組むことといたします。

### 【平成19年度事業方針】

#### 1. 店舗再編並びに法令遵守態勢確立の取り組み

- (1) 店舗再編取組体制
- (2) コンプライアンス態勢の充実

#### 2. 貸出金リスクの圧縮の取り組み

- (1) 不良債権処理対策
- (2) 信用リスクに留意した融資姿勢

#### 3. 収益力の強化の取り組み

- (1) 貸出金利及び手数料体系の見直し
- (2) 有価証券運用の充実
- (3) 事務処理コストの削減

#### 4. 教育情報事業の取り組み

- (1) 店舗再編を見通した事業推進
- (2) 広報活動の実施

## コンプライアンスへの取組み

### コンプライアンス態勢

当連合会では自己責任原則に基づき、役職員が一体となって、経営の健全性並びに、会員等利用者からの信頼性の確立に取り組むことを明らかにするため、次のとおり基本方針と金融商品勧誘方針を定めその徹底に取り組んでおります。

### 倫理憲章

#### 倫理憲章

##### (漁業系統信用事業の使命)

1. 協同組合原則を基本理念とする漁業系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

##### (質の高い金融サービスの提供)

2. 漁業生産ならびに会員等利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域社会・社会の発展に貢献する。

##### (法令やルールの厳格な遵守)

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な運営を遂行する。

##### (反社会的勢力との対立)

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

##### (会員等利用者・地域社会とのコミュニケーション)

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした漁協系統らしい活動等を通じて、会員等利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

### 金融商品勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立つた勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆様に対して、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

## 安全対策基本方針

静岡県信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」という。）は、利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取り扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、本基本方針にもとづき、会全体で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理体制を確立し、維持改善に努めます。

## 個人情報保護方針

静岡県信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」という。）は、利用者の皆さまよりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」という。）をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。  
「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、法第2条第1項に規定する特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様といたします。
2. 当連合会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。  
なお、「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3. 当連合会は、個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。  
但し、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当連合会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等及び委託先を監督します  
なお、「個人データ」とは、法第2条第2項に規定する個人情報データベース等を構成する個人情報をいい、以下同様とします。  
また、「役職員等」には、役員及び職員以外に当連合会の指揮・監督下にある派遣労働者を含みます。
5. 当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。
6. 当連合会は、保有個人データにつき、法令にもとづきご本人からの開示、訂正等に応じます。  
なお、「保有個人データ」とは、法第2条第5項に規定する保有個人データをいいます。
7. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。
8. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。
9. 当連合会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努めます。

## リスク管理について（リスク管理基本方針）

当連合会では、マネジメント可能なリスクと困難なリスクに区分し、マネジメント可能な信用リスク等の業務リスクについて、その的確な把握と適正な管理・運営に努めております。毎年度ごとにリスク管理方針を定め、リスクカテゴリーごと所管部署による管理を行うとともに、リスク状況について定期的に理事会へ報告しております。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、信用リスクの太宗を占める貸出金について、独立した審査部署を設置し、融資顧客情報管理システムに基づく取引先格付制度を導入して厳正な審査を行っています。また、信用格付の厳しい取引先にかかる経営改善指導や、長期の固定化債権の回収については、専任担当者及び専門スタッフ制を設けて取り組んでおります。

### 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券価格等の市場の変動により、保有資産の価値が変動し損失を被るリスク、市場リスクに付随する信用リスクをいいます。

当連合会では、年度、四半期、月次の資金運用方針を定め、有価証券等の総合管理を行うとともに、市場取引部署、事務管理部署、リスク管理部署をそれぞれ組織的に分離・独立させ、相互牽制機能が発揮できる体制をとっています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、信用悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなるリスクや、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされる等により被るリスクをいいます。

当連合会では、所管部署による月次、週次、日次による適切な資金繰り管理を行うとともに、農林中金への流動性預け金を基本に、常に非常時における調達手段を準備しております。

### 事務リスク管理

事務リスクとは、当連合会の職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、業務担当部署、研修担当部署による事務諸規程類の整備、研修に努めるとともに、店舗別日計によるチェックを行っています。また検査部署による内部監査を定期的を実施し、事務事故の未然防止と事務管理能力の向上に努めています。

### システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューター・システムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い損失を被るリスク、更にコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、共同オンラインシステムを運営する全国漁協オンラインセンターと連携し、端末機を含めた緊急時対応の体制を構築しております。また、会内情報システムについては、オープンシステムと切り離すとともに、プログラム、データ等取扱いについて厳格なセキュリティチェックを実施しております。

### オペレーショナル・ リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適格であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当連合会では、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期的に検査部署による内部監査を実施すると共に、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## 地域社会への配慮（地域活動の実績）

協同組合原則には、「教育・研修と広報活動の促進」「地域社会への配慮」という原則があります。当連合会では、会員の組合員だけではなく、広く地域の人々に水産業への関心を持っていただく活動、特に魚や水産加工品の食普及に力を注いでおります。平成18年度の主な活動実績は次のとおりです。

### 海の子の作品展の開催

漁村地域における文化・教育活動の一環として、特に次代を担う海の子を対象に「豊かな海」と「漁業」について理解を深め、漁業に夢をもった子供たちを育てることを目的として開催し、平成18年度には第41回を迎えました。「海の子の作品展」表彰者は、毎年発行する、海の子作品集に掲載されます。

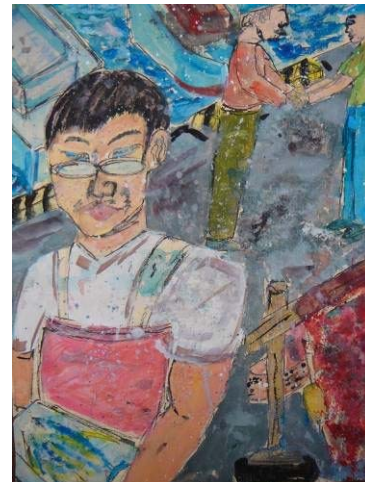
また、全漁連主催の「全国海の子絵画展」にも参加し、毎年多くの作品が表彰されています。



### 平成18年度【県知事賞】作品



小5 青島 伶奈さん



中2 太田 進之祐さん

### 「静岡県の旬の魚14選」カレンダーの発行

静岡県おさかな普及協議会では1月から12月までと通年（2種）の14種の旬の魚を選定しております。当連合会では、同協議会のご協力により本年もこのカレンダーを独自に作成・頒布しました。



## トピックス

6

6月1日 第41回静岡県海の子の作品展 開催

7

7月5日 第4回 JF マリンバンク全国大会(ホテル日航東京)  
本県受賞者 ・伊豆伊東支所長 小松悦子  
・由比支所長 望月和世

10

10月2日～31日 「JF マリンバンクふれあい運動」実施

11月20日 第41回静岡県海の子の作品展 審査会開催

計18点の優秀作品の選出



3月27日 第29回全国海の子絵画展表彰式

本県より3名が特別賞を受賞

水産庁長官賞：松岡愛希さん(小学校4年)

水産庁長官賞：堤 康祐さん(中学校1年)

NHK会長賞：高橋来樹さん(小学校1年)



## 業績の概要

### 貯金業務

本年度の貯金業務推進は、店舗再編への取組みに伴う店舗統廃合を視野に入れ、利用者の信頼性維持・向上および利便性の低下をカバーする措置を最重点に、A T M増設に備えキャッシュカード発行の推進・貯金の証書式から通帳式への切り替え等の事業推進をしました。

### 貸出業務

本年度の貸出業務は、漁業者を中心とした漁業近代化資金の活用を重点的に取り組むとともに、水産関連融資については優良貸出先を中心に取り組みました。

また、固定化債権の管理・回収を重点に取り組むとともに、機関保証の一層の活用や取引先の経営状況変化への早期把握に努め、保全強化と不良債権の早期解消に向けた取り組みを行いました。

また、漁協向貸出金については、平成 19 年度漁協合併に向けた取組みの中で静岡県の利用した「漁協再編整備支援資金」を創設対応しました。

### 内国為替業務

本年度の為替取扱実績は、仕向（発信）6 2 千件、金額 8 1, 5 8 6 百万円・被仕向（受信）5 1 千件、金額 9 3, 1 7 2 百万円と件数・金額ともに前年度より増加しました。

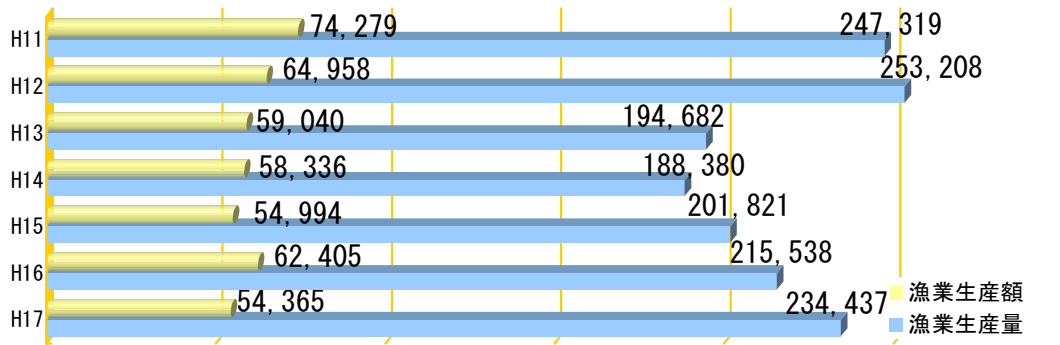
### 収支・その他

経営改善計画にもとづき業務運営の合理化、管理費削減、資産売却に取り組んだものの、会員漁協等債務者の業況悪化や自己査定厳格化により、貸倒引当金の新たな積み増しが必要となったことから、5 期連続となる当期損失金 1, 4 3 6 百万円の計上を余儀なくされる結果となりました。

なお、自己資本比率については、会員からの増資並びに J F マリンバンク支援協会からの資本注入（劣後ローン借入）等を実施し、平成 18 年度末時点で、9.54%となり、J F マリンバンク基本方針で定める破綻未然防止に関する基準（系統自主ルールである 8%超の確保）を充たしております。

漁業生産額及び生産量の推移

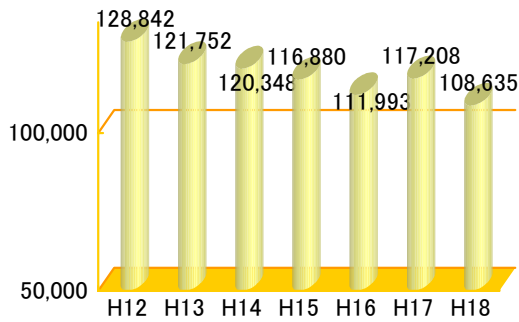
(生産量：トン、生産額：百万円)



出典：静岡農林水産統計年報

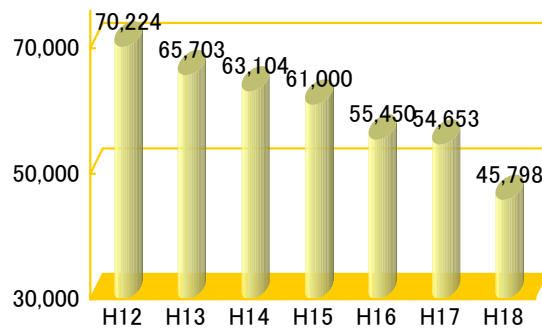
貯金の推移

(単位：百万円)



貸出金の推移

(単位：百万円)



経営指標の推移

(単位：百万円、%)

	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
経常収益	2,572	2,244	2,115	1,692	1,554	1,609	1,637
経常利益	▲508	69	▲9	▲444	▲2,032	▲833	▲1,478
当期余剰金	▲508	49	▲128	▲423	▲1,988	▲820	▲1,436
出資金	3,850	3,850	3,851	4,351	5,762	5,788	6,826
総資産額	134,722	127,542	125,939	122,855	125,939	124,716	118,759
単体自己資本比率	7.34%	8.35%	8.22%	8.66%	9.02%	7.23%	9.54%

## 資産査定と開示債権の状況

自己査定、開示債権及び貸倒引当金との関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

リスク管理債権		金融再生法上開示債権（参考）		平成19年3月末 自己査定結果							
区分		区分		債務者区分	計	債権分類				貸倒引当金	
19年3月末		19年3月末				非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	個別	一般
破綻先債権	1,627	破産更生等債権	4,448	破綻先	1,627	387	240	102	898	999	—
延滞債権	11,635			実質破綻先	2,822	244	824	358	1,396	1,753	—
3ヶ月以上延滞債権	—	危険債権	8,892	破綻懸念先	8,892	4,659	1,747	2,486	—	2,052	—
貸出条件緩和債権	571	要管理債権	571	要注意先	10,340	2,669	7,671	—	—	—	628
リスク管理債権合計	13,833	正常債権	32,299	正常先	22,529	22,529	—	—	—	—	42
		合計	46,210	合計	46,210	30,488	10,482	2,946	2,294	4,804	669

### リスク管理債権について

#### 「破綻先債権」とは

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令第96条第1項1号のイからホ、及び第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

#### 「延滞債権」とは

3ヶ月以上の延滞によって未収利息不計上とした貸出金を有する貸出先に対する債権額であって、破綻債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

#### 「3ヶ月以上延滞債権」とは

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金です。なお、資産自己査定上破綻懸念先に債務者区分していることから、延滞債権に含んでおります。

#### 「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建又は支援を図る目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権に該当しないものです。

### 金融再生法上開示債権について

#### 「破綻更生等債権」とは

破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

#### 「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

#### 要管理債権とは

基本的には、リスク管理債権の「3ヶ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

#### 正常債権とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

## 貯金業務

会員、会員の組合員のみならず、地域内にお住まいの個人、法人の方々から貯金をお預かりしております。

### 貯金のご案内

(平成 19 年 6 月 30 日現在)

貯金名	内容	預入期間	預入単位等	
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能（定期担保）を持たせた大変便利な通帳です。「引き出す・貯める・借りる・支払う・受取る」という機能を備えています。			
普通貯金 (決済用貯金含む)	個人の財布代わりにご利用いただける出し入れ自由な貯金です。 決済用を選択された場合は、無利息となります。	自 由	1 円以上 1 円単位	
当座貯金	商取引の決済に欠かせない小切手や手形をご利用いただくための貯金です。	自 由	1 円以上 1 円単位	
納税準備貯金	納税の資金をお預かりする口座です。払い戻しは納税に限り、お利息は非課税になります。	自 由	1 円以上 1 円単位	
貯蓄貯金	基準残高を超えれば定期貯金並の金利がつきます。運用待機貯金としてご利用ください。	自 由	基準残高 I 型 30 万円以上 II 型 10 万円以上	
通知貯金	7 日以上の預入が必要な貯金です。一時的な余裕金の運用に有利です。	7 日以上	1 万円以上 1 円単位	
定期貯金	期日指定定期	1 年複利で 1 年据置き後は 1 ヶ月前の通知でいつでも払い戻しができます。	1 年以上 3 年以内	300 万円未満
	スーパー定期	まとまった資金を効率よく運用するのに最適な定期貯金です。	1 ヶ月～ 5 年	1 円以上 1 円単位
	大口定期	1,000 万円以上の資金を安全確実に運用するのに最適は定期貯金です。	1 ヶ月～ 5 年	1,000 万円 以上
	変動金利定期	預入日から 6 ヶ月ごとに金利が変動する定期貯金です。金利変動リスクにご留意ください。	1・2・3 年	1 円以上 1 円単位
積立定期貯金	積立定期	毎回の積立金を個々の定期貯金として受け入れます。	1 年以上 5 年以内	1 円以上 1 円単位
	漁協積立 (I 型)	漁業廃業、被災、極端な水揚げ不振等の備えのために積立しておく貯金です。対象は漁協組合員（個人）のみとなります。		1 円以上 1 円単位
	漁協積立 (II 型)	毎月一定額の積立金額を 1 年ごとにとりまとめ、最終満期日まで自動継続します。また、目的に応じ一部払い戻しもできます。		1 円以上 1 円単位
定期積金	毎月一定額を積み立てていただきますので必要な資金が無理なく確実に貯まります。	6 ヶ月～ 7 年	1 回の掛金 500 円以上 1 円単位	

(注) 貯金等に関しましては、貯金規定集の内容をご確認いただき不明な点は店頭窓口でお尋ねください。



## 貸出金

当連合会は漁業者等の経営基盤の強化を図るため、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金、漁業経営対策資金等の諸制度を活用し、漁業・水産加工業の設備資金、事業資金の需要に積極的に対応しております。

一方、生活関連資金として、住宅金融公庫資金、県個人住宅資金、漁協系統住宅資金、自動車ローン、教育ローン等の個人ローンを扱うなど、地域に密着し、利用しやすい金融機関として推進に取り組んでおります。

### 制度資金貸出

漁業者・水産加工業者の方々には、漁業設備の近代化や経営改善などを進めるときに、国や地方公共団体から利子補給を受けることができます。このような低利で融資される一連の政策上の融資制度が「水産業制度融資」です。

「水産業制度融資」には、それぞれの目的に応じてさまざまな種類の資金がありますが、主に次のようにご利用できます。

(平成19年6月30日現在)

資金の種類 資金を必要とする理由	漁業近代化資金	沿岸漁業改善資金	漁業経営維持安定資金	漁業経営再建資金	漁業経営対策資金	漁業経営改善促進資金	漁業経営高度化促進支援資金	中山間地域活性化資金
漁船やエンジンの取得、改造	○							
漁具倉庫、養殖池、冷蔵庫等の取得	○							
水産加工施設や機械等の取得	○							○
漁網や養殖用のいかだの取得	○							
うなぎやあじ等の養殖用稚苗の購入	○							
民宿の建築	○							○
これから漁業を始めるための資金	○	○						
新しい漁ろう技術の導入		○						
漁村の生活環境の改善	○	○						○
マダイやヒラメの放流資金	○							
漁業経営再建のための資金			○	○				
漁業経営安定のための運転資金					○			
漁業経営改善計画を行うための資金						○		
資源管理や流通高度化を行うための資金							○	
漁業振興による中山間地域の活性化								○

### 事業資金

漁業者・水産加工業者等皆様の事業運営に必要な運転資金や設備資金として、次のような貸出(要綱融資)を取扱っています。  
(平成19年6月30日現在)

種類	資金の概要	資金使途	融資限度額	融資期間
水産業短期運転資金		漁業、水産加工業等の経営に必要な短期の經常運転資金	資金使途に応じた必要額	手形:1年以内
水産業季節資金		漁業、水産加工業等における季節的に集中する原材料費、従業員賞与等のスポット資金	2,000万円	手形:6ヶ月以内
水産業中期運転資金		新規事業、業種転換、生産設備拡大等に伴う初度的資金や過年度の固定資産見合短期資金、軽微な赤字見合資金等の財務改善を通じた経営体質の強化を図る資金	資金使途に応じた必要額	手形:2年以内 証書:5年以内
水産業振興整備対策資金		漁業生産基盤や漁村地域社会を整備する資金、漁業経営にかかる資本装備の高度化・近代化や漁業者等の経営転換を図る水産振興資金、観光関連施設等の関連事業資金	事業費の80%	証書:20年以内
沿岸漁業等推進資金		沿岸漁業等組合員に対する閑漁期や一時的な水揚げ不振時の運転資金、少額の設備資金	300万円	手形:1年以内 証書:6年以内
営漁資金(当座借越)		沿岸漁業等組合員に対する閑漁期や一時的な水揚げ不振時の短期運転資金	300万円	3年毎の自動更新

※静岡県漁業信用基金協会、静岡県信用保証協会の保証付き事業資金も取扱っています。

### 生活ローン

皆様の確かな生活をバックアップする貸出として次のような生活ローンを取扱っています。

(平成19年6月30日現在)

種類	資金の概要	資金使途	融資限度額	融資期間
漁協系統住宅資金		マイホーム新築・購入・増改築、民宿又は店舗を併設する住宅の新築・購入・増改築、土地購入・造成	5,000万円 ただし、事業費の80%以内	証書:30年以内
漁協フリーローン		自動車購入、教育資金、旅行費用、結婚費用等の生活資金	300万円	証書:6年以内 ※教育資金は9年以内
漁協カードローン		総合口座貯金や普通貯金にセットし、口座振替等の残高不足の場合、自動融資。	約定返済型:100万円 随時返済型:300万円	3年毎の自動更新

### 代理貸付

農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫等を取扱っています。

## 組織

### 会員数

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

資格別	17 年度末	18 年度末
正会員	43	42
准会員	11	11
合計	54	53

### 役員

(平成 19 年 6 月 30 日現在)

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
代表理事会長	非常勤	宮原 淳一	
代表理事副会長	非常勤	増田 勇一	
専務理事	常勤	東出 隆蔵	
理事	非常勤	藤井 多喜男	
理事	非常勤	佐藤 亘	
理事	非常勤	荒川 邦夫	
理事	非常勤	宮城島 昌典	
理事	非常勤	橋ヶ谷 善生	
理事	非常勤	内野 勇	
常任理事	非常勤	舞島 國正	
代表監事	常勤	今村 昌之	
監事	非常勤	鍋田 芳久	員外理事
監事	非常勤	勝山 靖久	員外監事

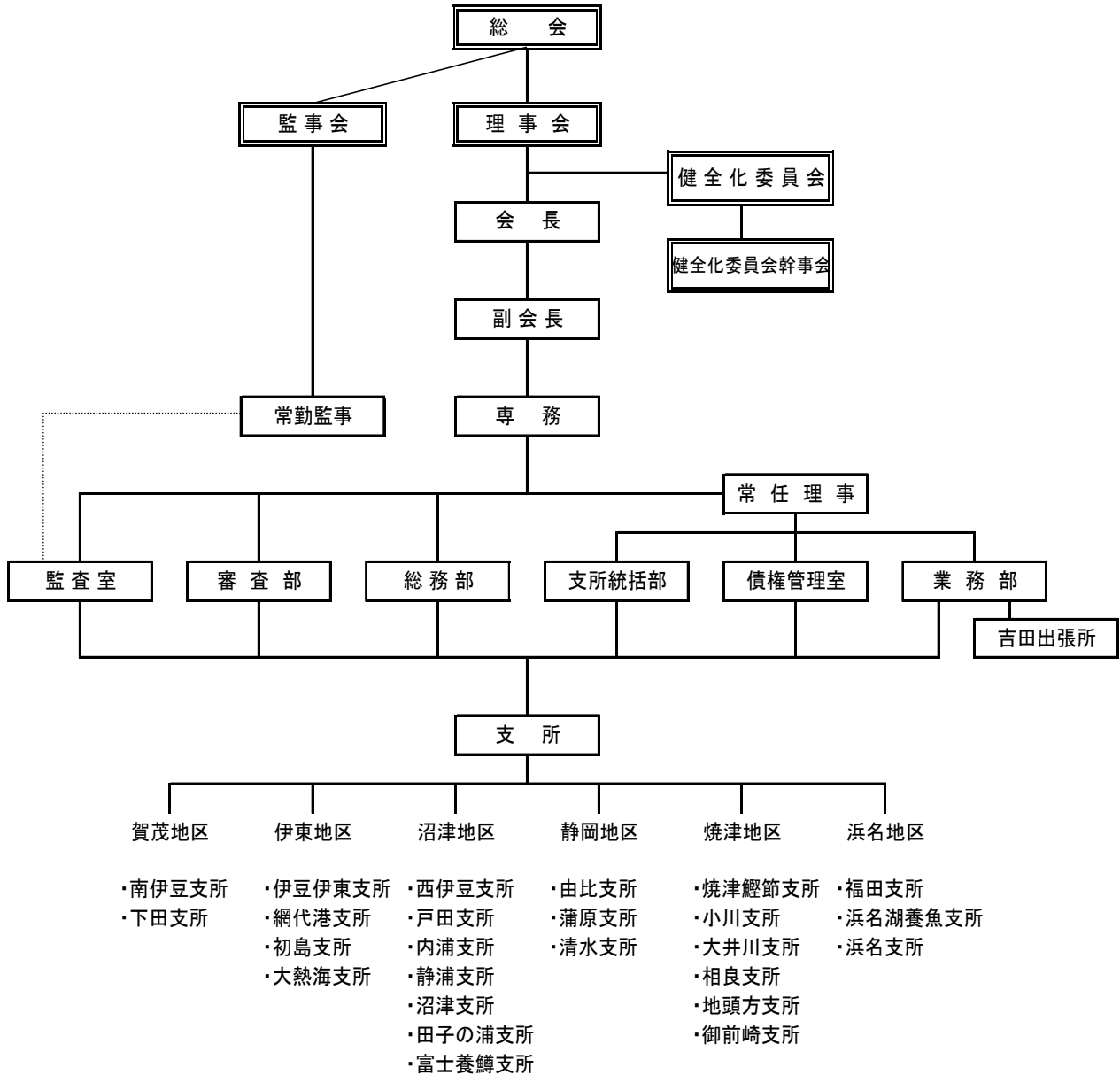
### 職員

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区分	平成 17 年度末	平成 18 年度末
参事	1	1
男子職員	102	99
女子職員	124	116
嘱託・常よう人	4	8
合計	231	224

## 静岡信漁連 機構図

(平成19年6月30日現在)



注1) 協同会社はありません。

注2) 当会の業務に関する契約の締結の代理又は媒体を行なう者（特定信用事業代理業者）はおりません。

## 店舗一覧

(平成 19 年 7 月 1 日現在)

店舗	所在地	電話	備考
本 所	静岡市葵区追手町 9 番 18 号	(054)273-4414	
業 務 部	焼津市小川 2495 番地	(054)624-6245	管轄出張所 1 箇所
初 島 支 所	熱海市初島 18 番地	(0557)67-1401	
大 熱 海 支 所	熱海市和田浜南町 9 番 24 号	(0557)81-0633	
網 代 港 支 所	熱海市網代 100 番地 7	(0557)68-2163	
伊 豆 伊 東 支 所	伊東市新井 1 丁目 7 番 8 号	(0557)36-8413	管轄出張所 4 箇所
下 田 支 所	下田市 2 丁目 12 番 28 号	(0558)22-1840	管轄出張所 5 箇所
南 伊 豆 支 所	賀茂郡南伊豆町手石 877 番地の 17	(0558)62-5014	管轄出張所 4 箇所
西 伊 豆 支 所	賀茂郡西伊豆町田子 1603 番地の 24	(0558)53-2707	
戸 田 支 所	沼津市戸田 523 番地の 9	(0558)94-2080	
内 浦 支 所	沼津市内浦三津 88 番地の 34	(055)943-2316	
静 浦 支 所	沼津市獅子浜 243 番地の 1	(055)931-3038	
沼 津 支 所	沼津市我入道東町 161 番地	(055)931-1395	
田 子 の 浦 支 所	富士市前田字新田 866 番地の 6	(0545)61-1004	
富 士 養 鱒 支 所	富士宮市淀師 413 番地の 5	(0544)26-4167	
蒲 原 支 所	静岡市清水区蒲原小金 219 番地の 7	(054)388-2233	
由 比 支 所	庵原郡由比町今宿 82 番地	(054)375-3188	
清 水 支 所	静岡市清水区島崎町 149 番地の 40	(054)352-5044	
焼 津 鯉 節 支 所	焼津市焼津 5 丁目 16-16	(054)627-4141	
小 川 支 所	焼津市田尻北 1504 番地の 2	(054)624-4879	
大 井 川 支 所	志太郡大井川町高新田 2445 番地の 17	(054)622-0115	
相 良 支 所	牧之原市片浜 3381 番地の 78	(0548)52-0234	
地 頭 方 支 所	牧之原市新庄 1209 番地の 1	(0548)58-0331	
御 前 崎 支 所	御前崎市港 6131 番地	(0548)63-0395	
福 田 支 所	磐田市豊浜 4127 番地の 22	(0538)55-2125	
浜 名 湖 養 魚 支 所	浜松市西区馬郡町 2465 番地	(053)592-0123	
浜 名 支 所	浜松市西区舞阪町舞阪 2119 番地の 19	(053)529-2912	管轄出張所 7 箇所

## キャッシュコーナー設置店舗

キャッシュコーナー設置店舗 [ATM 設置台数 33 台]

(平成 19 年 7 月 1 日現在)

店舗名	ご利用時間		店舗名	ご利用時間	
本所	平日	8:45～18:00	戸田支所	平日	8:30～20:00
本所 吉田出張所	平日	8:45～16:45		土曜/日曜 /祝祭日	9:00～17:00
静岡漁協	平日	8:45～18:00	由比支所	平日	8:00～19:00
	土曜	9:00～14:00		土曜	9:00～17:00
伊豆伊東支所	平日	8:30～17:30	蒲原支所	平日	8:00～19:00
下田市漁協	平日	8:45～16:45		土曜	9:00～17:00
下田支所 白浜出張所	平日	8:45～16:45	小川支所	平日	8:45～19:00
下田支所 外浦出張所	平日	8:45～16:45		土曜/日曜	9:00～17:00
下田支所 須崎出張所	平日	8:45～16:45	御前崎支所	平日	8:45～19:00
下田支所 吉佐美出張所	平日	8:45～16:45		土曜/日曜	9:00～17:00
下田支所 田牛出張所	平日	8:45～16:45	浜名支所	平日	8:00～16:30
稲取漁協	平日	8:45～16:45	浜名支所 新居出張所	平日	8:00～16:30
南伊豆支所	平日	8:45～16:00	浜名支所 気賀出張所	平日	8:00～16:30
南伊豆支所 湊出張所	平日	8:45～16:00	焼津漁協 本所	平日	8:45～21:00
南伊豆支所 大瀬出張所	平日	8:45～16:00		土曜/日曜 /祝祭日	9:00～17:00
南伊豆支所 三坂出張所	平日	8:45～16:00		12月31日	9:00～17:00
南伊豆支所 子浦出張所	平日	8:45～16:00	焼津漁協 当目支所	平日	8:45～21:00
西伊豆支所	平日	9:00～17:30		土曜	9:00～17:00
松崎町漁協 雲見支所	平日	8:45～16:45	うみえーる焼津	月曜	9:00～18:00
松崎町漁協 岩地支所	平日	8:45～16:45		火～金曜	9:00～21:00
仁科浜漁協	平日	8:45～16:45		土曜/日曜 /祝祭日	9:00～17:00
安良里漁協	平日	8:45～16:45			
土肥漁協	平日	8:45～16:45			

\*ご利用時間・お取引内容はキャッシュコーナーによって異なる場合があります。

\*漁協・信漁連カードによるご利用の場合、お支払いいただいた所定の手数料を翌月ご利用口座にキャッシュバック(返金)致します。他金融機関(MICS 加盟金融機関)でのご利用の場合も同様です。

昭和24・10	当連合会創立。正会員79、准会員1
11	賀茂地区等8地区に出張所開設
38・9	農林漁業金融公庫業務開始
・11	農林中金為替業務代理取扱開始
39・1	日かつ協会保証融資取扱開始
40・3	住宅金融公庫業務受託
42・9	農林漁業団体職員共済組合理貸付業務受託
44・4	静岡県個人住宅建設資金貸付金融機関の指定認可
44・8	(漁業近代化資金助成法施行)
47・2	(全国漁協信用事業相互援助制度創設)
48・5	静岡県公金収納事務取扱金融機関の指定認可
48・7	(農水産業協同組合貯金保険法公布施行)
49・2	年金福祉事業団受託業務取扱金融機関の指定認可
・8	内国為替取引業務の認可
50・7	国庫金振込事務取扱金融機関の指定認可
54・1	国民金融公庫進学資金貸付受託金融機関の指定認可
・2	全国銀行内国為替制度加盟
・4	(沿岸漁業改善資金助成法公布)
58・8	第2土曜日休業制の実施
62・8	農林中金代理業務による国債窓販取扱開始
平成01・6	全国漁協オンラインシステムによる貯金業務取扱実施
・12	完全週休2日制の実施
02・8	全国漁協オンラインシステムによる為替業務取扱実施
04・8	〃 貸付業務取扱実施
・12	大井川町漁協信用事業統合<県下の初統合>
05・3	(県内漁協貯金ネットサービス取扱開始)
・10	下田市・土肥町・吉田町漁協信用事業統合
・12	松崎町・福田町漁協信用事業統合
06・2	南伊豆町漁協信用事業統合
・4	田子の浦・富士養鱒漁協信用事業統合
・6	内浦・静浦・沼津我入道漁協信用事業統合
・8	清水市漁協信用事業統合
・9	小川・坂井平田・相良町・地頭方漁協信用事業統合
・11	稲取漁協信用事業統合
07・3	網代港・初島・大熱海・御前崎町漁協信用事業統合
・6	仁科浜・田子・戸田漁協信用事業統合
・9	由比港<由比・蒲原>・丸棒吉田うなぎ漁協信用事業統合
・11	浜名湖養魚漁協信用事業統合
・12	安良里漁協信用事業統合
08・1	雇用促進事業団業務受託開始
・10	八幡野漁協信用事業統合
09・08	普通・後配出資による2,536百万円の増資を実施
10・03	静岡・伊東・下田・松崎手形交換所直接交換参加
・10	伊東市漁協信用事業統合
	MICS(業態間CDオンライン)に加盟
	漁協系統Mネットサービスを開始
11・11	静岡県信用保証協会取扱金融機関に指定
12・10	郵便局とのCD・ATM相互利用開始
	静岡県中小企業融資制度資金取扱金融機関に指定
13・2	焼津市小口資金・焼津市季節資金の取扱金融機関に指定
・3	全国保証株式会社と保証基本契約締結
・7	デビットカード取扱開始
14・7	JFマリンネットバンク稼動
	ホームページ開設
15・1	JFマリンバンク静岡県本部設置
16・1	北海道オンラインシステムの統合による全国漁協オンラインシステムの統一化
・3	優先出資発行による500百万円の増資を実施
16・10	経営健全化委員会設置
・12	JFマリンバンク基本方針に基づく指定先区分「全国指定先」に指定
	決済用貯金システム稼動
	資本増強策による558百万円の普通増資を実施
17・2	資本増強策による853百万円の普通増資を実施
・3	経営改善計画の策定
	劣後特約付借入による139百万円の増資を実施
17・10	業務改善命令(金融庁、農林水産庁)
17・11	セブン銀行との提携を開始

- 17・12 浜名漁協信用事業統合
- 18・3 焼津鯉節水加協信用事業統合
- 18・4 監査室、債権管理室を設置
- 18・12 漁協合併推進本部を設置
- 18・12 西伊豆地区5支所を統合 西伊豆支所 立上げ
- 19・2 資本増強策による1037百万円の増資を実施
- 19・3 JF マリンバンク支援協会より資本注入を実施（劣後特約付借入金1,300百万円）

# 資料編

貸借対照表	24
損益計算書	25
剰余金処分計算書	31
自己資本の充実の状況	32
経営諸指標	40
平残・利回り	41
諸指標	42
貯金	43
貸出金	44
有価証券	46
受託業務・為替業務等	47
リスク管理債券等	48
財務諸表の正確性等にかかる確認書	49

REPORT 2007

# 貸借対照表

(単位：百万円)

REPORT 2007

資産の部			負債・資本の部		
	17年度末	18年度末		17年度末	18年度末
現金	1,424	1,935	貯金	117,208	108,634
預け金	57,420	60,806	当座貯金	566	390
系統預け金	56,315	59,602	普通貯金	37,295	36,076
系統外預け金	1,105	1,203	貯蓄貯金	129	92
買入金銭債権	-	-	通知貯金	120	100
有価証券	6,567	5,368	別段貯金	78	36
国債	711	710	定期貯金	77,330	70,483
地方債	1,505	1,427	定期積金	1,688	1,455
金融債	1,106	1,113	代理業務勘定	-	-
社債	3,244	2,116	借入金	113	1,300
受益証券	-	-	証書借入金	113	1,300
貸出金	54,653	45,798	その他負債	328	488
手形貸付金	22,005	23,659	貸付留保金	79	96
証書貸付金	23,531	19,269	未払法人税等	9	10
当座貸越	8,365	2,111	従業員預り金	36	29
金融機関貸付	714	714	未決済為替借	14	18
割引手形	37	43	未払費用	76	106
その他資産	444	623	前受収益	60	77
未決済為替貸	1	1	その他の負債	52	149
前払費用	24	25	諸引当金	240	229
未収収益	154	177	賞与引当金	8	9
その他の資産	263	417	退職給付引当金	232	220
固定資産	123	169	債務保証	326	350
有形固定資産	111	158	負債の部計	118,217	111,003
無形固定資産	12	11	会員資本	3,043	2,644
外部出資	4,081	4,056	出資金	5,788	6,825
繰延税金資産	-	-	利益準備金	-	-
債務保証見返	326	350	当期末処分剰余金	▲ 2,744	▲ 4,180
貸倒引当金	▲ 3,809	▲ 5,474	(うち当期剰余金)	(▲ 820)	(▲ 1,436)
(うち一般貸倒引当金)	(▲ 632)	(▲ 669)	評価・換算差額等	▲ 28	▲ 13
(うち個別貸倒引当金)	(▲ 3,176)	(▲ 4,804)	純資産の部計	3,015	2,631
合計	121,232	113,634	合計	121,232	113,634

# 損益計算書

REPORT 2007

(単位：百万円)

	17年度末	18年度末
経常収益	1,609	1,637
資金運用収益	1,462	1,481
貸出金利息	1,058	979
預け金利息	20	84
有価証券利息配当金	70	57
受入雑利息	0	0
受取奨励金	272	306
受取特別配当金	40	54
役務取引等収益	57	56
内国為替受入手数料	37	35
その他受入手数料	17	17
その他の役務取引等収益	2	2
その他事業収益	82	93
受取出資配当金	72	88
受取助成金	2	5
国債等債券売却益	7	-
その他経常収益	7	5
その他の経常収益	7	5
(貸貸料)	(1)	(0)
(雑収入)	(5)	(5)
経常費用	2,443	3,115
資金調達費用	171	215
貯金利息	132	169
支払雑利息	3	2
借入金利息	0	1
支払奨励金	34	42
役務取引等費用	21	20
内国為替支払手数料	12	12
その他支払手数料	0	0
その他の役務取引等費用	8	8
その他事業費用	77	12
融資保険料	2	1
国債等債券売却損	49	-
事業推進費	11	7
債権管理費	14	2
事業管理費	1,112	1,202
その他経常費用	1,060	1,665
貸倒引当金繰入額	1,052	1,664
貸出金償却	0	0
その他の経常費用	6	0
(雑損失)	6	0
経常利益 (▲は経常損失)	▲ 833	▲ 1,478
特別利益	31	80
固定資産処分益	31	-
その他の特別利益	-	80
特別損失	8	27
固定資産処分損	0	1
減損損失	5	0
その他の特別損失	1	25
税引前当期利益 (▲は税引前当期損失)	▲ 810	▲ 1,424
法人税・住民税及び事業税	9	11
法人税等調整額	0	0
当期剰余金 (▲は当期損失金)	▲ 820	▲ 1,436
前期繰越剰余金	▲ 1,924	▲ 2,744
当期末処分剰余金 (▲は当期末処理損失金)	▲ 2,744	▲ 4,180

## 注 記 表

### I. 継続組合の前提に関する注記

当連合会は、当事業年度において、経営改善計画(平成 18 年度～27 年度)にもとづき業務運営の合理化、管理費削減、資産売却に取り組んだものの、会員漁協等債務者の業況悪化や自己査定 of 厳格化により、貸倒引当金の新たな積み増しが必要となったことから、5 期連続となる当期損失金 1,436,314,696 円を計上し、当期末処理損失金は 4,180,976,491 円となりました。当該状況により、継続組合の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当連合会は、当該状況を解消すべく、平成 19 年度において、事業計画のとおり当期損益の黒字化を見込んでおり、また、継続的な当期利益確保、繰越欠損金の早期解消及び安定的な自己資本比率の確保についても、現行の経営改善計画の見直しを行い、①不良債権処理対策による貸倒引当金の圧縮、②店舗再編・支所運営体制の見直しによるコスト削減、③信用リスクに応じた貸出金利の設定、④水産関係団体の支援、を柱として再策定しております。更に、当該計画の着実な実行を支え、また、経営内容の透明性を高めるため、県、農林中金、県漁連等水産団体をメンバーとする経営健全化委員会による定期的な進捗管理を行うこととしております。

決算書類は継続組合を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を決算書類には反映していません。

なお、自己資本比率については、会員からの増資並びに JF マリンバンク支援協会からの資本注入(劣後ローン借入)等を実施し、平成 18 年度末時点で、9.54%となり、JF マリンバンク基本方針で定める破綻未然防止に関する基準(系統自主ルールである 8%超の確保)を充たしております。

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(外部出資含む)の評価は、次の通りです。

- 1) 満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法です。
- 2) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。
- 3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。

- 1) 減価償却資産の償却方法は税法基準の定率法です。
- 2) 平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物の償却方法は税法基準の定額法です。
- 3) 取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っております。
- 4) 無形固定資産の償却方法は税法基準の定額法です。本会利用のオンラインシステム通信回線については 20 年で定額法により償却しております。

3. 貸倒引当金は、自己査定実施要領、経理規程及び貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、

## II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

「破綻懸念先」という)に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率に基づく予想損失額と税法基準で容認される繰入限度額とを比較して高い方の金額を計上しております。

すべての債権は、自己査定実施要領に基づき、1次資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

### 4. 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務(及び年金資産の見込額)に基づき、必要額を計上しております。

### 5. その他の諸引当金の計上方法は次の通りです。

賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

### 6. 収益及び費用の計上基準

企業会計審議会にて制定されている企業会計原則に則り計上しております。

### 7. リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

### 8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

### 9. 当事業年度から、破綻懸念先のうちⅢ分類債権に対する個別貸倒引当金計上方法について、より個別債務者の実態を踏まえた予想損失額の見積もりとするため、貸倒実績率に基づく予想損失額の算定方法からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除する方法に変更しています。

これにより、従来の方法によった場合と比較して、個別貸倒引当金は509,253,948円増加し、税引前当期利益金が同額減少しております。

### 10. 水産業協同組合法施行規則が改正され、平成18年7月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期より「資本の部」から「純資産の部」へと表示方法を変更しております。

## III. 貸借対照表に関する注記

1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,695,452,794円であります。

2. 固定資産の減価償却累計額は168,076,268円、圧縮記帳累計額は39,666,000円(うち、当期圧縮記帳額は25,066,000円)です。

3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機等については、リース契約により使用しております。

4. 担保に供している資産は、次のとおりです。

### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

	担保に供している資産	担保の種類	担保資産にかかる債務
系統預け金	4,000,000,000	為替決済取引担保	0
系統外預け金	1,300,000	市税収納事務担保	374,152
差入保証金 現金拋出	3,380,000	公金収納事務取扱担保	18,617,695
差入保証金 国債拋出	3,963,906	仮差押供託金	
計	4,008,643,906		18,991,847

5. 理事（理事が代表する漁協・法人等を含む）、及び監事（監事が代表する漁協・法人等を含む）に対する金銭債権の総額は2,434,200,148円です。

6. 理事（理事が代表する漁協・法人等を含む）、及び監事（監事が代表する漁協・法人等を含む）に対する金銭債務の総額は12,460,468,014円です。

7. リスク管理債権の内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は1,626,669,393円、延滞債権額は11,635,307,802円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

なお、3ヶ月以上の延滞債権は資産自己査定上破綻懸念先に債務者区分していることから上記に掲げる延滞債権に含んでおります。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は570,617,829円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,832,595,024円です。

なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

8. 貸出金に含まれる劣後債権総額は714,000,000円です。

9. 借入金に含まれる劣後債務総額は1,300,000,000円です。

### Ⅳ. 損益計算書に関する注記

「その他経常費用」には、貸倒引当金純繰入額1,664,781,210円、雑損失494,914円を含んでおります。

## V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	取得価額	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	
				うち評価益	うち評価損
国債	201,542,424	201,542,424	▲ 1,662,424	0	1,662,424
地方債	572,951,631	572,951,631	▲ 7,900,631	0	7,900,631
金融債	20,100,000	20,100,000	▲ 146,000	0	146,000
社債	913,368,130	913,368,130	▲ 12,898,130	3,025,698	15,923,828
計	1,707,962,185	1,707,962,185	▲ 22,607,185	3,025,698	25,632,883

2) その他有価証券で時価のあるもの

	取得価額	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	
				うち評価益	うち評価損
国債	512,242,549	508,640,000	▲ 3,602,549	0	3,602,549
地方債	855,293,027	854,973,810	▲ 319,217	825,353	1,144,570
金融債	1,100,432,593	1,093,160,000	▲ 7,272,593	257,407	7,530,000
社債	1,206,169,125	1,203,570,000	▲ 2,599,125	447,925	3,047,050
計	3,674,137,294	3,660,343,810	▲ 13,793,484	1,530,685	15,324,169

なお、上記の評価差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

上記の有価証券の期末評価に係る時価は次のとおりです。

1. 上場有価証券・・・主に東京証券取引所の最終価格
2. 店頭売買有価証券・・・日本証券業協会が公表する売買価格等
3. 気配等を有する有価証券（1、2に該当する有価証券を除く。）日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値
4. 非上場有価証券の時価又は時価相当額の算定は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値の利回り、残存償還期間等に基づいて算定した価格によっております。

3) 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

4) 当期中に売却したその他有価証券はありません。

5) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

株式会社全国オンラインセンター	137,950,000
-----------------	-------------

6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	償還期間			
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	710,182,424	-	611,756,837	98,425,587	-
地方債	1,427,925,441	419,117,810	710,209,410	298,598,221	-
金融債	1,113,260,000	400,690,000	712,570,000	-	-
社債	2,116,938,130	700,440,000	1,217,501,236	198,996,894	-
計	5,368,305,995	1,520,247,810	3,252,037,483	596,020,702	-

## VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（及び年金資産の見込額）に基づき、必要額を計上している。また、退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

1)採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度

2)退職給付債務及びその内訳

退職給付債務債務	220,540,800
退職給付引当金	220,540,800

3)退職給付費用の内訳

通常の退職給付費用	14,289,433
-----------	------------

2. 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成 19 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 53,301 千円となっております。

## VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりです。

繰延税金資産

	平成19年3月31日現在	平成18年3月31日現在
税務上の繰越欠損金	599,239,726	283,904,228
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,053,585,792	908,874,257
退職給付引当金損金算入限度超過額	65,307,047	68,128,018
賞与引当金損金算入限度超過額	2,888,768	2,571,056
減価償却限度超過額	1,466,970	1,555,012
減損損失	0	1,659,493
その他有価証券評価差損	4,222,185	0
繰延税金資産小計	1,726,710,488	1,266,692,064
評価性引当額	▲ 1,726,710,488	▲ 1,266,692,064
繰延税金資産合計	0	0
その他有価証券評価差損	0	0
繰延税金負債合計	0	0
繰延税金資産純額	0	0

## VIII. その他の注記

1. 純資産額からその他有価証券評価差額金を控除した額は出資金を 4,180,976,491 円下回り、資本の欠損の状況にあります。

## 剰余金処分計算書

REPORT 2007

(単位：百万円)

科目	17年度	18年度
当期末処分剰余金 (▲は当期末処理損失金)	▲ 2,744	▲ 4,180
損失金処理額	—	—
次期繰越剰余金	▲ 2,744	▲ 4,180

# 自己資本の充実の状況

REPORT 2007

## 自己資本調達手段の概要に関する事項

### ◇自己資本比率の状況

本会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成19年度は、新たな多額の不良債権処理が必要となったことにより当期損失金1,436百万円を計上する結果となりましたが、会員増資、JFマリンバンク支援協会からの資本注入（劣後ローン借入）等を実施し、当期末自己資本比率は9.54%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

本会の自己資本は、会員からの普通出資・後配出資、優先出資より調達しています。

	前期末	当期末
普通出資	3,989百万円	5,089百万円
後配出資	1,236百万円	1,298百万円
優先出資	500百万円	500百万円

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円・%)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金		6,825	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		—
うち非累積的永久優先出資		500	告示第3条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		—
期限付優先出資		—	告示第3条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの		—
回転出資金		—	控除項目不算入額		—
資本準備金		—	[控除項目]計(D)		—
再評価積立金		—	自己資本額 (E = C - D)		4,206
利益準備金		—	リスク・アセット (F)		44,045
任意積立金		—	資産(オン・バランス)項目		41,177
繰越剰余金		▲ 2,744	オフ・バランス取引項目		183
その他有価証券の評価差損(▲)		▲ 13	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		2,684
当期剰余金		▲ 1,436	自己資本比率 (E)/(F)		9.54%
外部流出予定額(▲)		—			
営業権相当額(▲)		—			
[基本的項目]計(A)		2,631			
土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額		—			
一般貸倒引当金		669			
負債性資本調達手段		1,300			
告示第5条第1項第3号に掲げるもの		—			
告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの		1,300			
補完的項目不算入額		▲ 394			
[補完的項目]計(B)		1,575			
自己資本総額 (C = A + B)		4,206			

注1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号「漁業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。なお、平成17年度の実績は記入していません。

注2. 当会は、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3. 当会は、証券化取引、派生商品取引及び長期決済期間取引については取り扱わない方針であり、当該取引に係る表示を省略しております。

◇自己資本の充実に係る事項

(単位：百万円・%)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	17年度末			18年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け				712	0	0
我が国の地方公共団体向け				1,659	0	0
我が国の政府関係機関向け				2,637	263	
地方三公社向け				14	2	0
金融機関及び証券会社向け				63,719	13,317	533
法人等向け				2,142	1,579	63
中小企業等・個人向け				4,115	3,086	123
抵当権付住宅ローン				2,785	974	39
不動産取得等事業向け				260	260	10
三月以上延滞債権				987	1,146	46
漁業信用基金協会等保証				13,816	1,381	55
上記以外				21,282	19,346	774
合計				114,133	41,360	1,654

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円・%)

17年度末			18年度末		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$
			1,431	2,684	107

注1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

◇所要自己資本額

(単位：百万円・%)

17年度末		18年度末	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
		44,045	1,762

## 信用リスクに関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s )
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ <sup>®</sup> (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

## ◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		17年度末			18年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法人	卸売・小売業				345	345	0
	金融・保険業				63,719	62,713	1,115
	サービス業				10,146	9,329	817
	地方公共団体				1,659	226	1,432
	その他				27,428	25,411	2,016
個人				10,897	10,897	—	
固定資産等					106	—	—
合 計					114,303	108,921	5,382

注. 1 全て国内取引です。

注. 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

注. 3 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	17年度末			18年度末		
	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下				84,805	26,076	2,051
1年超3年以下				5,725	4,331	1,394
3年超5年以下				3,457	2,114	1,343
5年超7年以下				1,685	1,489	196
7年超				4,328	3,930	398
期限の定めなし				14,292	3,459	0
合 計	-	-	-	114,303	41,405	5,382

注1. 全て国内取引です。

注2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

◇3月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位：百万円)

		17年度末	18年度末
法人	卸売・小売業		43
	金融・保険業		-
	サービス業		546
	地方公共団体		-
	その他		2,152
個 人			1,511
合 計			4,253

注. 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		17年度				18年度					
		期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
				使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当金						633	670	—	633	670	
個別貸倒引当金						3,176	4,804	—	3,176	4,804	
法人	卸売・小売業						91			91	
	金融・保険業										
	サービス業						672			672	
	地方公共団体						—			—	
	その他						2,625			2,625	
個人							1,414			1,414	

(注) 全て国内取引です。

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		17年度末			18年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%				2,144	2,163	4,307
	10%				—	16,454	16,454
	20%				63,513	16	63,529
	35%				—	2,785	2,785
	50%				305	274	579
	75%				—	4,115	4,115
	100%				—	21,771	21,771
	150%				—	591	591
	その他				—	—	—
自己資本控除額							0
合計					65,962	48,169	114,133

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

### ◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円・%)

区 分	17年度		18年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
我が国の政府関係機関向け			—	
地方三公社向け			—	
金融機関および証券会社向け			—	
法人等向け			—	
中小企業等・個人向け			—	867
抵当権付住宅ローン			—	1,464
不動産取得等事業向け			—	
三月以上延滞債権			—	47
漁業信用基金協会等保証			—	
その他			—	258
合計			—	2,637

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

なお、当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、現資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

なお、当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### ◇出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は又は出資として計上されているものであり、当会においては、株式は「その他有価証券」、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営状況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

◇出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	17年度末		18年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場			—	—
非上場			4,056	
合計			4,056	—

◇出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益、売却損、償却額はありません。

◇貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する評価益、評価損はありません。

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する評価益、評価損はありません。

## 金利リスクに関する事項

### ◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、債券市場、スワップ市場等の金利に関連する市場が変動することにより、貸出金、有価証券、貯金等の金利感応資産・負債の価値が低下するリスクをいいます。

当会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

### ◇金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	17年度	18年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額		▲ 202

## 経営諸指標

(単位：百万円・%)

REPORT 2007

区分		17年度	18年度
貯貸率	(期末)	46.62	42.15
	(期中)	46.51	43.47
貯預率	(期末)	48.99	55.97
	(期中)	48.08	52.11
貯証率	(期末)	5.60	4.94
	(期中)	6.39	5.32
一従業員当り貯金残高 (注1)		802	729
一従業員当り貸出金残高		374	307
一店舗当り貯金残高 (注2)		3,348	4,023
一店舗当り貸出金残高		1,561	1,696
総資産経常利益率 (注3)		▲ 0.68	▲ 1.19
総資産当期純利益率 (注4)		▲ 0.67	▲ 1.16
資本経常利益率 (注5)		▲ 21.66	▲ 46.71
資本当期純利益率 (注6)		▲ 21.30	▲ 45.38

(注1) 職員数 ( (前年度末+当期末) ÷ 2 ) : 149人 (兼務割合人数による)

(注2) 平成19年3月31日現在の店舗数 : 27店舗

(注3) 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産平均残高 × 100

(注4) 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 総資産平均残高 × 100

(注5) 資本経常利益率 = 経常利益 / 資本勘定平均残高 × 100

(注6) 資本当期純利益率 = 当期剰余金 / 資本勘定平均残高 × 100

# 平残・利回り等

REPORT 2007

## 粗利益

(単位：百万円・%)

区 分	17年度	18年度
資金運用収支	1,290	1,265
資金運用収益	1,462	1,481
資金調達費用	171	215
役務取引等収支	35	35
役務取引等収益	57	56
役務取引等費用	21	20
その他事業収支	5	81
その他事業収益	82	93
受取出資配当金	72	88
受取助成金	2	5
国債等債券売却益	7	0
国債等債券償還益	0	0
その他の事業収益	-	0
その他事業費用	77	12
事業推進費	11	7
債権管理費	14	2
その他事業費用	51	1
事業粗利益	1,331	1,382
事業粗利益率	1.15	1.18

(注) 事業粗利益＝資金収支+役務収支+その他事業収支

(注) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## 業務純益

(単位：百万円)

	17年度	18年度
業 務 純 益	193	134

(注) 業務純益＝事業粗利益-経費(債権管理費+事業推進費+事業管理費)-一般貸倒引当金繰入額

## 資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回り

(単位：百万円,%)

区 分	17年度			18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	115,043	1,462	1.27	116,671	1,481	1.26
貸出金	52,985	1,058	1.99	50,486	979	1.93
預け金	54,774	333	0.60	60,531	444	0.73
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
有価証券	7,283	29	0.39	5,653	57	1.00
資金調達勘定	114,055	133	0.11	117,439	215	0.18
貯金	113,918	132	0.11	116,139	214	0.18
借入金	136	0	0.69	1,300	1	0.08
貯金原価率			1.14			1.23
総資金利ざや			0.23			0.20

(注) 貯金原価率＝(貯金利息+支払奨励金+経費(債権管理費+事業推進費+事業管理費))/貯金平残

(注) 総資金利ざや＝総資金運用利回－総資金原価率

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	17年度増減額	18年度増加額
受取利息	▲ 94	18
うち貸出金	▲ 120	▲ 78
うち有価証券	10	▲ 13
うち預け金	15	111
支払利息	▲ 32	43
うち貯金	▲ 32	44
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	0
差引	▲ 62	▲ 25

(注) 増減額は前年度対比です。

## 経費の内訳

(単位：百万円)

	17年度	18年度
人件費	659	757
役員報酬	28	27
給料手当	587	690
賞与引当金戻入額	▲ 8	▲ 8
賞与引当金繰入	8	9
福利厚生費	29	25
退職給付費用	14	14
旅費交通費	13	15
業務費	128	134
負担金	42	40
施設費	243	227
貯金保険料	14	15
雑費	4	5
税金	6	4
合計	1,112	1,202

## 諸指標

REPORT 2007

## 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円・口)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
経常収益	2,115	1,873	1,694	1,609	1,637
経常利益	▲ 9	▲ 432	▲ 2,032	▲ 833	▲ 1,478
当期剰余金	▲ 128	▲ 423	▲ 1,988	▲ 820	▲ 1,436
出資金	3,851	4,351	5,762	5,788	6,825
出資口数	385,103	435,103	576,268	578,848	682,578
純資産額	4,339	4,374	3,873	3,015	2,631
総資産額	125,939	122,855	116,973	124,716	113,634
貯金等残高	120,348	116,880	111,993	117,208	108,634
貸出金残高	63,104	61,000	55,450	54,653	45,798
有価証券残高	8,359	7,443	7,019	6,567	5,368
剰余金配当金額	-	-	-	-	-
・出資配当の額	-	-	-	-	-
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数	259人	253人	210人	231人	224人
単体自己資本比率	8.22%	8.66%	9.02%	7.23%	9.54%

(注) 17年度以前の単体自己資本比率については、従前の計算方法により算出された数値を記載しました。

# 貯金

REPORT 2007

## 種別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円・%)

	17年度		18年度	
	金額	構成比	金額	構成比
貯金残高	117,208	100.00	108,634	100.00
要求払貯金	38,189	32.58	36,695	33.78
当座貯金	566	0.48	390	0.36
普通貯金	37,295	31.82	36,076	33.21
貯蓄貯金	129	0.11	92	0.08
通知貯金	120	0.10	100	0.09
別段貯金	78	0.07	36	0.03
定期性貯金	79,018	67.42	71,939	66.22
定期貯金	77,330	65.98	70,483	64.88
うち固定金利定期貯金	77,329	65.98	70,481	64.88
うち変動金利定期貯金	1	0.00	1	0.00
定期積金	1,688	1.44	1,455	1.34
貯金者区分残高	117,208	100.00	108,634	100.00
員内	76,635	65.38	70,869	65.24
会員	17,619	15.03	14,336	13.20
組合員直接預り	59,016	50.35	56,532	52.04
員外	40,572	34.62	37,764	34.76
地方公共団体	2,614	2.23	2,397	2.21
金融機関	52	0.05	4	0.00
その他	37,904	32.34	35,362	32.55

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円・%)

	17年度		18年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性貯金	35,838	(31.459)	39,070	(33.641)
定期性貯金	78,080	(68.541)	77,069	(66.359)
計	113,918	(100.00)	116,139	(100.00)
譲渡性貯金	-	-	-	-
合計	113,918	(100.00)	116,139	(100.00)

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3) ( )内は構成比です。

## 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	17年度	18年度
財形貯蓄残高	141	123

# 貸出金

REPORT 2007

## 種類別・用途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円・%)

		17年度		18年度		増減	
		金額	構成比	金額	構成比		
合計		54,653	100.00	45,798	100.00	▲ 8,855	
貸出種類別	手形貸付	22,005	40.26	23,659	51.66	1,654	
	証書貸付	23,531	43.06	19,269	42.08	▲ 4,262	
	当座貸越	8,365	15.31	2,111	4.61	▲ 6,254	
	金融機関貸付	714	1.31	714	1.56	0	
	割引手形	37	0.07	43	0.09	6	
金利種類別	固定金利貸出	19,398	35.49	19,888	43.43	490	
	変動金利貸出	35,254	64.51	25,910	56.57	▲ 9,344	
資金用途別	運転資金	30,407	55.64	25,814	56.37	▲ 4,593	
	設備資金	24,245	44.36	19,983	43.63	▲ 4,262	
貸出先別	員内	会 員	12,178	22.28	9,504	20.75	▲ 2,674
		組合員直接貸付	27,204	49.78	23,862	52.10	▲ 3,342
		計	39,382	72.06	33,366	72.86	▲ 6,016
	員外	地方公共団体	581	1.06	240	0.53	▲ 341
		金融機関	714	1.31	714	1.56	0
		その他	13,975	25.57	11,476	25.06	▲ 2,499
		計	15,270	27.94	12,431	27.14	▲ 2,839

## 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円・%)

	17年度		18年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付	22,935	43.29	22,304	44.18	▲ 631
証書貸付	23,926	45.16	21,971	43.52	▲ 1,955
当座貸越	5,405	10.20	5,456	10.81	51
金融機関貸付	714	1.35	714	1.41	0
割引手形	2	0.01	41	0.08	39
合計	52,985	100.00	50,486	100.00	▲ 2,499

## 債務保証の保全（担保の種類別残高）

(単位：百万円)

	17年度	18年度
貯金等	-	-
有価証券	-	-
動産	284	311
不動産	6	6
その他担保物	0	0
計	290	317
信用	36	33
合計	326	350

## 業種別貸出金残高

(単位：百万円・%)

	17年度		18年度		増減
農林水産業	28,895	(52.87)	23,532	(51.38)	▲ 5,363
うち漁協等	11,804	(21.60)	7,613	(16.62)	▲ 4,191
水産加工業等	6,995	(12.80)	198	(0.43)	▲ 6,797
海運・サービス業	1,220	(2.23)	1,535	(3.35)	315
小売業	265	(0.48)	321	(0.70)	56
金融・保険業	714	(1.31)	714	(1.56)	0
地方公共団体等	581	(1.06)	219	(0.48)	▲ 362
個人・その他	15,980	(29.24)	19,276	(42.09)	3,296
合計	54,653	(100.00)	45,798	(100.00)	▲ 8,855

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貸出金の保全(担保の種類別残高)

(単位：百万円)

	17年度	18年度	増減
貯金等	3,055	2,824	▲ 231
有価証券	2,740	20	▲ 2,720
動産	1,300	845	▲ 455
不動産	20,206	17,634	▲ 2,572
その他担保物	37	37	0
計	27,339	21,360	▲ 5,979
漁信基保証	13,059	13,464	405
その他保証	3,277	3,113	▲ 164
計	16,337	16,577	240
信用	10,976	7,861	▲ 3,115
合計	54,653	45,798	▲ 8,855

# 有価証券

REPORT 2007

## 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円・%)

種類	17年度		18年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
国債	1,201	16.49	719	11.62	▲482
地方債	1,805	24.78	1,471	23.78	▲334
金融債	791	10.86	1,122	18.14	▲331
社債	3,484	47.84	1,122	46.44	▲2,362
株式	-	-	-	-	-
外債・その他	-	-	-	-	-
合計	7,283	100.00	6,184	100.00	▲1,099

## 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間定めなし	合計
		17年度	国債	-	200	412	98	-	-
	地方債	-	719	99	387	298	-	-	1,505
	金融債	-	423	700	98	100	-	-	1,321
	社債	1,123	701	1,204	-	-	-	-	3,028
	株式	-	-	-	-	-	-	-	-
	外債・その他	-	-	-	-	-	-	-	-
18年度	国債	-	508	102	98	-	-	-	708
	地方債	443	247	438	-	298	-	-	1,426
	金融債	400	119	593	-	-	-	-	1,112
	社債	1,214	503	199	98	100	-	-	2,114
	株式	-	-	-	-	-	-	-	-
	外債・その他	-	-	-	-	-	-	-	-

## 時価のある有価証券の評価損益

(単位：百万円)

	17年度					18年度				
	取得価額	時価	評価損益	評価損益		取得価額	時価	評価損益	評価損益	
				評価損	評価益				評価損	評価益
売買目的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	2,448	2,401	▲46	50	3	1,707	1,685	▲22	25	3
その他有価証券	4,147	4,119	▲28	33	5	3,673	3,660	▲13	15	1
	株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債券	4,147	4,119	▲28	33	5	3,673	3,660	▲13	15
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社株式及び関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,595	6,521	▲74	83	8	5,380	5,345	▲35	40	4

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
満期保有目的の有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。  
その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

## 時価のない有価証券

(単位：百万円)

有価証券	17年度		18年度	
	金額	構成比	金額	構成比
満期保有目的の債券	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
その他有価証券	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
合計	-	-	-	-
外部出資	-	-	162	137

(注) 外部出資については、保有形態が株式の残高です。

## 金銭の信託

平成17年度・18年度とも「金銭の信託」の取扱いはありません。

## 保有有価証券の利回り

(単位：%)

		17年度	18年度
国	債	▲ 0.23	0.66
地	方債	0.11	1.01
金	融債	0.73	0.75
社	債	0.68	1.00
株	式	-	-
外	国債	-	-
そ	の他	-	-
以	上平均	0.39	0.92

## デリバティブ等

オフバランス取引、先物取引及びオプション取引は行っておりません。

## 受託業務・為替業務等

REPORT 2007

## 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受託先	17年度	18年度
農林漁業金融公庫	1,450	1,586
住宅金融公庫	918	815
福祉医療機構	40	37
国民生活金融公庫	70	66
計	2,479	2,505

## 内国為替の取扱実績

(単位：件・百万円)

		17年度		18年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込	(件数)	(55,191)	(39,356)	(61,695)	(50,557)
	金額	79,342	86,889	81,504	92,398
代金取立	(件数)	(18)	(326)	(46)	(268)
	金額	12	804	81	773
計	(件数)	(55,209)	(39,682)	(61,741)	(50,845)
	金額	79,354	87,694	81,585	93,171

## 役務取引の状況

(単位：百万円)

種	類	17年度	18年度
役務取引等収益		57	56
	為替業務	37	35
	その他	19	20
役務取引等費用		21	20
	為替業務	12	12
	その他	9	8

## リスク管理債権等

REPORT 2007

### リスク管理債権残高及び保全額

(単位：百万円)

	17年度	18年度	増減
破綻先債権額	1,682	1,627	▲ 55
延滞債権額 (3ヶ月以上延滞債権を含む)	6,596	11,635	5,039
貸出条件緩和債権額	1,851	571	▲ 1,280
A リスク管理債権合計	10,129	13,833	0
担保・保証額	6,272	8,278	2,006
個別貸倒引当金	3,176	4,805	1,629
B 保全額合計	9,448	13,083	3,635
C = B/A 保全率	93.28%	94.58%	1.30%

### 金融再生法開示債権残高及び保全額

(単位：百万円)

	17年度	18年度	増減
破産更正債権及び これらに準ずる債権	4,235	4,448	213
危険債権	4,084	8,892	4,808
要管理債権	1,851	571	▲ 1,280
A 計	10,171	13,911	3,740
B 正常債権	44,887	32,299	▲ 12,588
C 合計	55,058	46,210	▲ 8,848
担保・保証額	6,272	8,278	2,006
個別貸倒引当金	3,176	4,805	1,629
D 保全額合計	9,448	13,083	3,635
E = D/A 保全率	92.89%	94.05%	1.16%

### 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	17年度					18年度				
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒 引当金	493	633	—	493	633	633	669	—	633	669
個別貸倒 引当金	2,886	3,176	622	2,263	3,176	3,176	4,804	—	3,176	4,804
合計	3,380	3,809	622	2,756	3,809	3,809	5,473	—	3,809	5,473

### 貸出金償却額

(単位：百万円)

	17年度	18年度
貸出金償却額	623	—

## 財務諸表の正確性等にかかる確認書

1. 私は平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度のディスクロージャー（REPORT2007）に記載した内容のうち、財務諸表に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
  
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - （1）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  
  - （2）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  
  - （3）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成19年7月26日

静岡県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 宮原淳一<sup>㊞</sup>



## REPORT2007

お問い合わせ先 静岡県信用漁業協同組合連合会総務部  
〒420-8644 静岡市葵区追手町9番18号  
TEL : 054-273-4414 FAX : 054-255-3051  
<http://www.jf-sizusingyo.com/>